

## 須坂市非接触式電子温度計（体温計）貸出規程

### （趣旨）

第1 この規程は、市内で実施するイベント等の開催において、感染症対策としてイベント参加者の健康状態の把握を非接触式電子温度計（以下「体温計」という。）により速やかに実施することができるようにするため、体温計の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### （貸出し対象者）

第2 体温計の貸出しの対象者は、参加者が概ね10名以上のイベント等を開催するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住し、又は通勤する者
- (2) 市内に所在する事業所その他の団体
- (3) その他市長が認める者

### （貸出しの台数及び期間）

第3 体温計の貸出しの台数は、申請者1団体等につき2台までとし、貸出期間は、7日間以内とする。ただし、貸出しの状況に応じて市長が認める場合は、この限りではない。

### （貸出しの申請）

第4 体温計の貸出しを希望する者は、予約状況を確認の上、貸出申請書（別記様式）に必要事項を記入し、事前に須坂市長に提出するものとする。

### （貸出しの決定）

第5 市長は第4の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは体温計の貸出しを決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付し又は指示することができる。

3 体温計の貸出しは、須坂市役所総務課において行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

### （転貸の禁止）

第6 体温計を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

### （貸出し決定の取消し等）

第7 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するとき又は安全管理上、特に必要があるときは、当該決定に係る条件、指示を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該決定を取り消すこと

ができる。

- (1) 借受者が、本規程に定める事項を遵守しないとき。
- (2) 借受者が、第5第2項に規定する条件又は指示に違反したとき。
- (3) 借受者が、貸出申請書に記載された使用目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) その他、市長が特に必要があると認めたとき。

(使用料等)

第8 体温計の使用料は、無料とする。

2 体温計の使用に係る電池については、借受者が用意するものとする。

(費用の負担)

第9 貸出期間中における体温計の運搬及び保管等に要する費用は、借受者の負担とする。

(損害賠償等)

第10 借受者は、体温計を故意又は過失により亡失又は破損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示によりその損害を賠償しなければならない。

2 借受者は、体温計の亡失又は破損を防ぐために、取扱説明書等の記載内容を順守するように努めるものとする。

3 体温計を返却するときは、借受者は現状復帰のうえ返却されているかどうかの検査を受けなければならない。

(補則)

第11 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年9月7日から施行する。